

社会福祉法人 祉栄会 施設内保育所利用規程

(目的)

第1条 本規程は社会福祉法人祉栄会（以下、「法人」という）が設置する事業所内保育施設ライフガーデンキッズ（以下、「保育所」という）の利用に関する事項について定める。

(所在地)

第2条 保育所は次の所在地に設置する。
兵庫県加古川市八幡町上西条 1355

(対象者)

第3条 保育所の利用対象者は以下の要件をすべて満たす健康な乳幼児とする。

- (1) 会社に勤務する従業員（以下「保護者」という）が育児をする子供であること。
ただし、定員の半数以下において地域の子供を受け入れることがある。
- (2) 乳幼児の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該乳幼児を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居親族その他の者が当該乳幼児を保育することができないと認められる場合。
 - ① 昼間労働することを常態としていること
 - ② 妊娠中であるかまたは出産後間もないこと
 - ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること
 - ④ 同居の親族を常時介護していること
- (3) 生後4ヶ月から小学校就学前までの乳幼児であること。

(保育の種類)

第4条 保育の種類は以下のとおりとする。

- (1) 月極め保育（1ヶ月以上の長期にわたって保育サービスを提供）
- (2) 一時保育（1日単位で保育サービスを提供）

(開所日及び休所日)

第5条 保育施設の開所日は月曜日から土曜日とし、休所日は日曜日並びに12月29日から1月3日、8月13日から15日までとする。

- 2 感染症のまん延の防止のため必要があると認めるとき、及び地震・火災・台風等による災害が発生した場合、またこれらが予想される場合には、緊急に休所日とする場合がある。
- 3 前項の開所日にあっても利用者が皆無となることが予測される場合には臨時休所する場合がある。

(使用許諾)

第6条 保護者は保育所の利用に際しては、事前に保育所を通じて法人に利用申込書と母子手帳・健康保険証の写しを提出しなければならない。

- 2 保護者により申込みがあったときは、法人は速やかに利用の許諾について審議決定し、申込者に通知しなければならない。
- 3 利用の申し込みがあった場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申込みを許諾しないことがある。
 - (1) 保育所の保育士の配置人数上、新たな利用者を受け入れることができないとき
 - (2) 保育所の利用定員の上限で、新たな利用者を受け入れることができないとき
 - (3) 保育所の運営に支障をきたすと法人が認めるとき
 - (4) 全各号の他、許諾しないことについて、合理的理由があると法人が認めるとき

(利用の解消)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、会社は保育所の利用を解消することができる。

- (1) 保護者または乳幼児が保育所運営方針に従わない場合もしくは保育所に不利益をもたらした場合
- (2) 乳幼児が集団保育に適さないと会社が判断した場合

(非常時の対応)

第8条 保育室では地震・火災等の緊急事態に備え、定期的に避難訓練等を実施する。

- 2 乳幼児が急病にかかった場合は、あるいはけがをした場合は第17条に定める顧問医療機関医師による診察・治療を受けさせることがある。

(事故)

第9条 保育中に事故が発生した場合には、法人加入の賠償責任保険・傷害保険により対応する。ただし、保護者またはその代理による乳幼児の送迎中の事故に関しては、法人は責任を負わない。

(利用申し込み)

第10条 月極め保育の利用申し込みは利用開始希望日の1か月前までに法人へ申し込みをする。

- 2 一時保育の利用申し込みは定員の空き状況に応じて、原則として利用希望日の前日12時までに一時保育申込書を提出しなければならない。

(保育時間)

第11条 保育時間は原則として以下の時間とする。

通常保育 7:00 ~ 16:00

延長保育 16:00 ~ 19:00

(保育料金)

第12条 月極め保育及び一時保育料金は別に定める。

- 2 前項の保育料には昼食・おやつ・捕食の代金が含まれる。なお、別途教材、行事等の費用がかかる場合がある。
- 3 月極め保育料の計算期間は毎月1日より当月末日までとする。期間途中での入所または第16条第1項の手続きを経て退所した場合の料金は、日割りとする。

(欠席)

第13条 保護者は、乳幼児の都合により欠席させる場合には必ず前日までに保育所に連絡をしなければならない。病気またはやむを得ず緊急な事由がある場合は速やかに連絡をしなければならない。

- 2 乳幼児または乳幼児の同居の家族に学校保健法第19条で規定される伝染病が発生し、他の乳幼児に感染する恐れがあると認められた場合には利用を見合わせ、保護者は速やかに保育所に連絡しなければならない。なお、その後の通所に際して保護者は医師による治癒証明書を保育所に提出しなければならない。

※学校保健法第19条で規定される主な伝染病

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふく)

風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)及び結核 等

(体調不調時)

第14条 保育前の検温で、体温が38.0度を超える日は保育を受けることができない。

また、38.0度以下の場合においても、明らかに体調を崩しており集団保育が困難な状態と保育士が判断した場合には、保育を受けることができない場合がある。

- 2 保育中に体調が悪くなった場合や何らかの事故が発生した場合の緊急時には、勤務先あるいは緊急

連絡先に連絡し、対処法を相談することがある。

(長期欠席)

第 15 条 保護者の意思によって保育所を長期欠席する場合には、長期欠席をする月の前月の 20 日までに保育所に長期欠席届を提出しなければならない。

(退所)

第 16 条 保護者の意思によって保育所を退所する場合は、退所日の 1 ヶ月前までに退所届を保育所に提出しなければならない。

2 1 ヶ月前までに退所届の提出がない場合、翌月の保育料の半額を支払わなければならない。

(健康管理)

第 17 条 保育所では毎月の身体検査の他、定期的に顧問医療機関による内科検診を実施する。また、保育所の職員についても定期的に健康診断を実施する。

2 顧問医療機関は次のとおりとする。

名称： 河合医院

所在地： 兵庫県加古郡播磨町野添城 3 丁目 6 番 19 号

電話： 078-941-2255

(附則)

本規程は平成 23 年 7 月 1 日から実施する。